

豊中市児童入所施設等措置費支弁要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第50条第7号から第8号までに規定する費用（以下「措置費」という。）の支弁について、必要な事項を定めるものとする。

(措置費の額の算定等)

第2条 措置費の額の算定その他の措置費の支弁については、次条から第7条までに定めるもののほか、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こども家庭庁こ支家第47号）」、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（令和5年6月30日こども家庭庁こ支障第13号）」その他の児童福祉施設等への入所に係る措置費等国庫負担金について国が定めるもの並びに大阪府、大阪市、堺市及び豊中市間の協定で定めるところによる。

(医療型障害児入所施設特別介護加算)

第3条 医療型障害児入所施設の入所に係る措置費については、この要綱に基づき支給する措置費の額に月額49,440円を加算するものとする。

(措置費の請求)

第4条 施設長（ファミリーホームを含む。以下同じ）及び里親は、毎月5日までに前月分の措置費について、市長が必要と認める書類を添えて請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、措置費のうち前条に規定する医療型障害児入所施設特別介護加算にあつては、当該年度の上半期分を10月5日までに、下半期分を4月5日までに、市長が必要と認める書類を添えて請求するものとする。

(措置費の交付)

第5条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに措置費を交付するものとする。

(届出事項)

第6条 施設長は、職員に異動があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(申請書等の様式)

第7条 第4条の規定による申請書その他この要綱による書類の様式については、市長が定める。

(施行細目)

第8条 前条までに定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。